

山口宇部空港国際線乗合タクシー運行支援事業  
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、山口宇部空港国際線乗合タクシー運行支援事業の補助対象事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 事業名

山口宇部空港国際線乗合タクシー運行支援事業

(2) 目的

『山口宇部空港－新山口駅』間で運行する乗合事業者に対して、国際線利用者（インバウンド及びアウトバウンド）にとって利用しやすい二次交通となるよう大人一人当たりの運賃を千円となるよう運行支援を行うことにより、空港の利便性を向上させることを目的とする。

(3) 募集内容

『山口宇部空港－新山口駅』間について、以下の条件で乗合タクシーの運行を行える事業者

① 運行開始日

令和6年10月27日以降

② 運行形態

- 国際線の発着に合わせて運行
- ジャンボタクシーによる運行を基本とし、予約人数が2人以下の場合は普通タクシーによる運行とする。

③ 経由地

経由地は設けないこと

④ その他

新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに沿った対応を行うこと

(4) 補助対象経費

○ 運行支援費

国土交通省中国運輸局公示の山口県地区タクシー上限運賃<sup>※1</sup>（以下、「公示上限タクシー運賃」という。）から本事業による運賃収入<sup>※2</sup>（以下、「運賃収入」という。）を差引いた額を支給

※1 ジャンボタクシー 片道1便当たり 上限 13,450円

普通タクシー 片道1便当たり 上限 8,120円

いずれも、本事業による運賃収入がなかった場合の上限額で算出

- 運行準備費
  - ・ 多言語 WEB 予約サイト開設・バナー作成等に係る経費  
(韓国語・日本語・中国語(繁体字)) 上限 1,300千円
  - ・ 車輛貼付用案内マグネットシート作経費 1台当たり上限 30千円
- ※ 車内会話用多言語翻訳機器については、委託者が準備し、受託者に貸与するものとする。
- (5) 補助対象期間  
補助金交付決定日から令和7年3月31日(月)まで
- (6) 事業データについて  
事業で得られたデータについては、可能な限り提供すること。(詳細は別途協議)
- (7) その他  
補助金の手続き等については、「山口宇部空港国際線乗合タクシー運行支援事業補助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)による。

### 3 提案者に求められる資格要件

- (1) 本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす日本国内に存在する法人又は個人事業者とする。
  - ① 運行開始日までに道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けることができる者であること。
  - ② 令和6年9月1日から、第3条の補助対象事業を実施可能である者。
  - ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
  - ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。)でないこと。
  - ⑤ 山口県の競争入札参加資格者名簿(業務委託)に登録されている者であること、又は以下の条件すべてを満たす者であること。
    - (ア) 日本国内に存在する法人又は個人事業者で国税及び地方税等に滞納がないこと。
    - (イ) 法人の場合は設立日から(個人事業者の場合は開業日から)申請日までの期間が1年以上経過していること(ただし、承継を受けている場合を除く。)
  - ⑥ 参加表明書の提出日において、国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けている者でないこと。
  - ⑦ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう)の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

⑨ その他、補助対象事業の実施に必要となる法令上の許可を得ていること。

- (2) 参加資格要件の基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から補助対象事業者の決定の日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

#### 4 プロポーザル日程

実施要領交付開始	令和6年7月19日（金）
参加表明書提出期間	令和6年7月31日（水）午前12時まで
質問受付期間	令和6年8月9日（金）午前12時まで
提案書提出期間	令和6年8月9日（金）午前12時まで

#### 5 参加表明書の提出

本プロポーザルへ参加しようとする者は、次により参加表明書の提出を行うこと。

- (1) 提出書類：参加表明書（別紙様式1）
- (2) 提出部数：1部
- (3) 提出期間：令和6年7月31日（水）午前12時まで
- (4) 提出場所：後記12「事務局」に提出すること。
- (5) 提出方法：郵送・宅配便（土日・祝日は受付しません）、訪問  
※なお、紙媒体で提出することに加え、PDF形式で電子メールにより提出すること。

#### 6 質問及び回答

前記5「参加表明書の提出」により参加表明書を提出しようとする者は、本事業及び本要領について質問することができる。質問は次により質問書を提出することとし、口頭による質問は受け付けない。また、提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問については、一切受け付けないものとする。

- (1) 提出書類：質問書（別紙様式2）
- (2) 提出期限：令和6年8月9日（金）午前12時まで
- (3) 提出方法：電子メールにて、[ubj.promotion@yamaguchi-ube-airport-bldg.co.jp](mailto:ubj.promotion@yamaguchi-ube-airport-bldg.co.jp)宛てに提出
- (4) 回答方法：質問を受け付けた次の日から概ね3営業日以内に電子メールにて回答

#### 7 提案書の提出

- (1) 提出書類：後記8「提案書の構成」のとおり
- (2) 提出部数：6部（正本：1部、副本5部）
- (3) 提出期間：令和6年8月9日（金）午前12時まで
- (4) 提出場所：後記12「事務局」に提出すること。
- (5) 提出方法：持参・郵送・宅配便（土日・祝日は受付しません）

- (6) 追加・変更等：提出後の案の差替え（追加・変更等）は、提出日を含めて3営業日以内に限り認めることとする。
- (7) 留意事項：正本及び副本は、ファイル綴じやホチキス留めせず、クリップ留めでの提出とする。なお、必要な書類については、紙媒体で指定部数を提出することに加え、PDF形式で電子メール又はCD-Rにより提出すること。
- (8) その他：提案書の提出は、1参加表明者1提案までとする。

## 8 提案書の構成

- (1) 企画提案提出書（別紙様式3）
  - (2) 運行計画書（別紙様式4）
  - (3) 運行経費見積書（別紙様式5）
  - (4) 山口県競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登録されている者であることが分かる書類又は納税証明書
  - (5) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を得ている者であることがわかる書類
  - (6) 登記事項証明書
- ※ なお、(4)、(5)、(6)については、コンソーシアム（共同事業体）を構成して参加する場合は構成する団体毎に必要であり、提出部数は各1部
- ※ 必要な書類については、紙媒体で指定部数を提出することに加え、PDF形式で電子メール又はCD-Rにより提出すること。

## 9 選定方法

- (1) 選定の方法  
補助対象事業者の選定にあたっては、提出された案件ごとに順次、別に定める選定基準に基づき評価を行い、予算の範囲内において補助対象事業者を選定する。
- (2) 選定結果の通知  
選定結果は、提案者全員に対して文章により通知する。  
なお、選定結果についての異議申立て等は、受け付けないものとする。

## 10 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 前記3の提案者の資格要件を満たさない場合、又は補助対象事業者の決定をするまでの間に資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 参加表明書及び提案書を提出期限までに提出しなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合又は本要領に違反する表現をした場合
- (4) 本要領の受領以降、選定結果の通知があるまでの間に、本件に関して事務局に対し、不当な接触を行った場合
- (5) その他、指示した条件に違反する等、事務局が不相当と認める場合

## 11 その他

- (1) 提案者には、参加報酬は支払わない。本手続きにおける提案書作成・提出等、提案に係るすべての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本手続きにおいて、使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (4) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。
- (5) 事務局は、選定に係る手続きにおいて、又は本事業を実施していく上で必要がある場合は、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができる。
- (6) 参加者は、参加表明書の提出をもって、本要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (7) 選定された提案者は、交付要綱に基づき、補助金交付申請等の必要な手続きを行うものとする。
- (8) 事務局は、提案者に対して、その提案内容について態様・期間等を指定して追加資料を提出するよう求めることができるものとする。
- (9) 事務局は、必要に応じて提案者に出席を求めて提案事業に関する中間報告会及び実績報告会を開催することが出来ることとし、その場合は、提案者に別途通知を行うこととする。

## 12 事務局

〒755-0001 山口県宇部市沖宇部八王子 625-17 山口宇部空港ビル株式会社内

山口宇部空港利用促進振興会 事務局

担当 山元

TEL 0836-31-2200 (ガイダンスの9番)

FAX 0836-31-2202

電子メール [ubj.promotion@yamaguchi-ube-airport-bldg.co.jp](mailto:ubj.promotion@yamaguchi-ube-airport-bldg.co.jp)

別表 選定基準表

提案書に対しては、次に掲げる評価項目、評価の視点等を基準として評価を行う。

審査項目	配点	評価ポイント
提案内容の優良性	10	事業の目的を十分に理解した上で、具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れた提案となっているか。
提案内容の安定性	10	業務遂行に必要な十分な実施体制がとられているか
提案内容の利便性	10	利用者にとって利便性の高い提案となっているか
提案内容の独創性	5	独自の発想に基づく提案内容が含まれているか
提案内容の経済性	5	業務内容に即した適切な経費が計上されているか
事業に必要な専門性・資格、過去の実績	10	業務を遂行するために必要十分な専門的知識・資格や類似の業務を実施した実績を有しているか
合計	50	